

【優秀論文】

図書館資料の保存の展望

～デポジットライブラリーと電子図書館を比較して考える～

3年9組26番 須ヶ崎 理紗

I はじめに

図書館は、利用者の要求に応じてさまざまな資料の提供サービスを行なう場所である。そのため豊富な資料を図書館では取り扱っている。しかし資料の保管スペースが不足していることなどを理由に沢山の本が除籍されている。そのような中で図書館での資料の保存はどのように行なわれていくべきなのかを二つの図書館機能から考察する。本論文では、図書館での資料の保存面についての現状と問題点を述べ(II章)、電子書籍を取り入れた電子図書館での図書館資料の量、またその保存について示し(III章)、共同保存図書館であるデポジットライブラリーでの除籍資料の整理方法、資料の保存について示す(IV章)。そして両側の図書館としての機能をふまえ図書館の資料保存がどうなるべきかを考察していく(V章)。

II 図書館資料の現状

図書館は書架スペース不足や本の劣化などによって毎年大量の除籍資料を出している。東京都の30もの市町村の所蔵図書の本数は1517万冊余りである。年間受け入れ冊数は約83万冊であるのに対して、除籍冊数が年間49万冊となっている。¹つまり、この大量除籍があっても約34万冊資料が図書館で増加したのである。書庫全体の収容能力は約450万冊で、収容率は約90パーセントである。²これでは収容できない資料があふれてしまう。劣化によって廃棄しなければならない資料もあるが、利用の少なくなった資料を閉架書庫に保存するという図書館本来の運営が出来なくなるということである。

一方、1990年以降、公立図書館の資料費の削減も深刻な問題となっている。公共図書館1館あたりの資料費予算は1995年には約1430万円あったのに対して、2005年には約1040万円に減った³。この大幅な削減のため書架スペースを増やすことは財政的に困難なのである。また、もし書架スペースを増やすとしても、図書館内の通路間隔が狭くなる、閲覧席が少なくなるなど利用者に迷惑がかかる。

日本図書館協会図書館制作特別委員会は公立図書館の任務と目標として、次のようなことを述べている。

¹ 多摩地域の図書館をむすび育てる会 「東京にデポジットライブラリーを」 (ポット出版 2003年 p.162)

² 多摩地域の図書館をむすび育てる会 前掲書 p.170

³ 後藤暢 松尾昇治 「図書館資料論」 (教育史料出版会 2007年 p.158)

2. 住民は、あらゆる表現の記録（資料）に接する権利を有しており、この住民の知る自由を保障することは、公立図書館の重要な責務である。この責務を果たすため、公立図書館は、住民の意思を受けて図書その他の資料を収集し、収集した資料を住民に提供する自由を有する。

48. 利用者が直接、自由に求める資料を手にすることができるよう、日常的に利用される資料を中心に、可能な限り多くの資料を開架にする。

80. 県立図書館は、所蔵資料の充実に努め、除籍は最小限にとどめる。⁴

ここからわかるように、図書館は利用者のために豊富な資料を使えるような状態で保管しておく必要があるのである。しかし、保管スペースを増やすことも出来ず大量の除籍がやむを得ず行なわれている。このままでは図書館の任務と目標を果たせなくなっていく。

では、どのようにしたら図書館資料の現状を改善することが出来るのだろうか。それを考察するために電子書籍を取り入れた電子図書館、共同保存図書館であるデポジットライブラリーについてみていこう。

III 電子図書館

(1) 電子化されている資料

2003年度の電子書籍市場規模は936億円と推測され、2012年度の729億円から207億円増加している⁵。しかし市場規模が増加していても、電子書籍数は少ない。Kindleでは約12万冊(コミック、ライトノベル、BL、タレント写真集、アダルト作品を除く)全体では約23万冊⁶、楽天koboでは約13万冊(コミック、ロマンス小説、ライトノベルを除く)全体では約24万冊⁷、紀伊国屋書店電子書籍Kinoppyでは約10万冊(コミック、ゲーム攻略本を除く)全体では約16万冊⁸である。このように、提供されている電子書籍は20万冊前後であり、その中でも図書館では扱わないコミックなどの割合が高く、図書館が紙媒体で提供している資料を電子書籍でカバーすることはできない。

これは、著作権の問題が関わっている。日本の出版業界は口約束を主体とした商慣行が主流であるという。契約書を交わす場合でも電子書籍化などの権利に対する取り決めは「著作権者はOKだが、出版社は保留」またはその逆という状況が発生する。⁹

また、電子書籍にはePUB(アメリカの電子書籍団体「IDPF」が推進しているファイル形式)やPDF、.book(ボイジャー社)など複数のファイル形式がある。ファイル形式が違えば資

⁴ 日本図書館協会 「公立図書館の任務と目標」 (<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/236/Default.aspx> 2014年11月18日取得)

⁵ Impress 「2013年度の電子書籍市場は936億円、電子雑誌も加えた電子出版市場は1000億円越え」 (<http://www.impressbm.co.jp/news/140624/ebook2014> 2014年8月29日取得)

⁶ Amazon.co.jp 「Kindle本」 (<http://www.amazon.co.jp> 2014年8月16日取得)

⁷ Rakuten kobo (<http://rakuten.kobobooks.com> 2014年8月16日取得)

⁸ 紀伊国屋書店 「電子書籍 Kinoppy」 (<http://www.kinokuniya.co.jp> 2014年8月16日取得)

⁹ 江澤隆志 『電子書籍の基本からカラクリまでわかる本』 梨本敬法・依田弘作(洋泉社 MOOK 2010年 p170-178)

料を読むことは出来ない。この電子書籍のファイル不一致によって、図書館で電子書籍を取り入れた際、様々な再生機器を揃えなくてはならない。さらに、個人が資料を閲覧したとき図書館が提供する資料全てを利用できるとは限らない。武雄市立図書館は、電子書籍ファイルを PDF に限定することによって、問題を解決しようと試みたが、そのファイルで出版された一部の電子書籍しか提供できなくなった。読めるのは、武雄市史、武雄市広報、青空文庫などたったの 150 冊¹⁰だという。

(2) 保存

国立国会図書館は電子情報の保存は困難であると述べている。それは、電子情報を利用するためにはそれに対応する特定の再生機器やソフトウェアが必要であること、情報の改ざんや複製が容易でありオリジナルのまま保存することが難しいこと、紙媒体の寿命と比べて記録媒体の寿命は著しく短いことなどが理由とされている¹¹。

記録媒体の保存可能年数をみると、ハードディスクは突発的なトラブルなどにより日常的な利用でも 3～5 年程度、フラッシュメモリ(USB メモリやデジカメなどに利用される SD カードなど)はデータ書き換え可能な回数があり、約 1～10 万回、またデータを保持できる期間は 10 年程度、光ディスクは保存環境にもよるが、10 年から 100 年程度だといわれている¹²。さらに、記録媒体は電子機器であるため、衝撃や浸水などによって故障しやすい。また、端末自体が旧態化することで新機種に乗り換える必要が生まれる。その際にデータを移行する手間や費用がかかることになる。一方紙による保存では、聖徳太子が書いたと言われている『法華義疏』が日本最古といわれている。これは、飛鳥時代から現在まで 1000 年以上も保存されている¹³。つまり、記録媒体の寿命は短く、実質のある紙媒体の方が資料の長期保存には適しているのだ。

また、電子書籍は改ざんや複製が容易になる。2010 年には App Store で村上春樹や東野圭吾らの小説の電子書籍が違法に配信され、また違法に電子化された大量のコミックスを自由に閲覧できるアプリケーションも配信された¹⁴。このように、資料を電子化させることで海賊版が出回りやすくなるのだ。海賊版の流出を抑えるためには、電子書籍が海賊版より質が良く、さまざまな種類の資料を取り扱う必要がある。

さらに紙の出版物と異なり、サービス提供元の都合により一方的に電子書籍が削除され、利用できなくなる場合がある。ローソンが行っていた Android 向けの電子書籍配信サー

¹⁰ 「武雄市 MY 図書館足踏み iPad の叢書数伸びず 著作権が壁」(『朝日新聞』佐賀県版 35 面 2012 年 2 月 29 日)

¹¹ 国立国会図書館 「電子情報の長期的な保存と利用」 (<http://www.ndl.go.jp/aboutus/preservation.html> 2014 年 8 月 16 日取得)

¹² 東京都消費生活総合センター 東京くらしねっと 「大事なデータを保存するには」 (<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/kurashi/1101/report.html> 2014 年 8 月 16 日取得)

¹³ ABAJ に本古書籍商教会 「日本の書物の歴史」 (<http://www.abaj.gr.jp/history.php> 2014 年 8 月 16 日取得)

¹⁴ アップル社 「アップルストア」におけるデジタル海賊版の問題について (<http://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/applepress1214.pdf> 2014 年 8 月 16 日取得)

ビス「エルパカ BOOKS」は 2014 年 2 月 24 日に終了した¹⁵。サービス終了後は購入した書籍が読めなくなった。Kindle の利用規約には次のようにかかっている。

Kindle コンテンツのダウンロードおよび当該料金（適用される税金を含む）の支払いが完了すると、当該コンテンツプロバイダーからお客様に対して、Kindle やリーダーアプリケーションまたはその他本サービスの一部として許可される形で、Kindle ストアより指定された台数の Kindle または対象機器上でのみ、お客様個人の非営利の使用のみのために、該当のコンテンツを回数制限なく閲覧、使用、および表示する非独占的な使用権が付与されます。Kindle コンテンツは、コンテンツプロバイダーからお客様にライセンスが提供されるものであり、販売されるものではありません¹⁶。

つまり、電子書籍は利用できるための権利の購入であって、物自体の購入ではないのだ。よって図書館が電子書籍を取り入れても、図書館自体が電子書籍を所有できないため、いつ資料が削除されてしまうかわからない。

IV デポジットライブラリー

(1) 除籍資料の整理

デポジットライブラリー(共同図書館)とは、設置主体が異なる複数の図書館が、それぞれ除籍した資料を共同で保管し、書誌、所蔵情報の管理と提供を行い、物流システムを保証して、利用者の求めに応じて共同保存できるようにした資料保存センターのことである¹⁷。

多摩地域図書館をむすび育てる会では、ISBN(国際標準図書番号)総合目録のデータの集計によって、1自治体でしか所蔵されていない資料が多摩市町村立図書館全体で 50 万冊以上あることが推定している¹⁸。つまり、除籍基準に引っかかり除籍し廃棄されたら、その資料の存在がなくなってしまうということである。しかし、そのような資料も価値がなくなったわけではないので再び利用されることもある。また、除籍基準は図書館ごとに異なるため、各図書館では利用の減少した資料を除籍したくても、どこかの図書館でその資料が保存されているかがわからず、容易に除籍できないという状態になる。

1992 年に設立された滋賀県立図書館資料保存センターでは、県内の公立図書館で除籍された資料を受け入れ、県全体にわたる資料保存センター(デポジットライブラリー)の役割を果たしている。県立図書館とは別に保存図書館を建設する考えもあったが、場所の問題により県立図書館の付帯施設となった。約 100 万冊の資料の保存が可能である。市町村立図

¹⁵ LAWSON ロッピー 「エルパカ BOOKS(電子書籍)サービス終了のお知らせ」
(<http://www.hmv.co.jp/news/article/1402070048/> 2014 年 11 月 10 日取得)

¹⁶ Amazon.co.jp 「AMAZON KINDLE ストア利用規約」
(<https://www.amazon.co.jp/gp/help/customer/display.html?nodeId=201014950> 2014 年 8 月 16 日所得)

¹⁷ 多摩地域の図書館をむすび育てる会 『東京にデポジットライブラリーを』 (ポット出版 2003 年)

¹⁸ 多摩地域の図書館をむすび育てる会 前掲書

書館が除籍する際に資料の MARC(機械可読目録、つまりコンピュータ処理可能な書誌情報のこと)を資料保存センターに送り、資料保存センターがリストを確認し、県立図書館で未所蔵のものは、すべて県立図書館で受け入れるという方法をとった。この方法で、県内で 1 タイトルあたり 1 冊保存するように選別をすることに成功した。平成 24 年度も 24627 冊の資料を受け入れている¹⁹。

またデポジットライブラリーとまではいかないが、埼玉県では埼玉県図書館協会公共図書館部会加入館での希少資料の保存を目的として資料保存体制が整備されている。県立図書館が 1 年に 1 回、加入館内において 1 館のみが所蔵し、その所蔵冊数が 1 冊のみの資料を確認し、リストを市町村立図書館に配布し、そのデータを各館の図書館システムに取り込み除籍時に識別するという仕組みになっている²⁰。この仕組みは資料保存センターがあるわけではないが、設置主体の異なる図書館が除籍基準を統一し、協力して資料を保存するという点でデポジットライブラリーと同じ働きを持つといえる。

ただ、共同保存している 1 冊のみの資料が破損、劣化したときが問題である。そのため、図書館では資料の劣化を予防し、保存環境を整え、補修活動を行うことが必要になる。小平市立図書館では、一冊しかない古文書に対し、今まで行っていた古文書自体に整理用ラベルを貼り付けることをやめ、資料は一冊ずつ封筒に入れて保存するという方法を行っている。また、状態が危うくなっている古文書については、原本とは別にコピーして複写製本を作成し、利用の際にはまず複写製本の方を使ってもらい、必要に応じて原本を請求してもらおうことにした²¹。これを参考にデポジットライブラリー運営の際、一冊しかない資料が劣化した場合には、複写製本をつくり、それを利用にまわすべきだ。保存環境に関しては、劣化させない資料の保存方法を考えることや利用者に正しい資料の使い方を提示することが大切である。デポジットライブラリーではこれらの保存環境も共同して考えられるので、個々に異なった保存方法を行うより効率的だ。

また、デポジットライブラリーを運営するためには、各図書館の資料状況を把握する必要がある。多摩地域のほとんどの市町村立図書館では ISBN つきの図書の所蔵検索が簡単にできる ISBN 総合目録ができている²²。ISBN とは、世界共通で図書を特定するための番号であり、日本では 1981 年から実施されている。この ISBN を利用した ISBN 総合目録を取り入れれば重複した資料を調べることができ、図書館同士の資料状況も簡単に把握することができる。

このように、デポジットライブラリーを導入すると、協力する図書館の資料状況がわかるため、最後の資料を残し、資料を除籍することが可能になる。さらに、各図書館の除籍

¹⁹ 滋賀県立図書館 「滋賀県立図書館の概要」 (http://www.shiga-pref-library.jp/d_outline/d_outline.html 2014 年 6 月 29 日取得)

²⁰ 埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定 (<http://www.sailib.com/kisoku/hozon.pdf> 2014 年 6 月 29 日取得)

²¹ 蛭田廣一(小平市中央図書館) 「一公立図書館の資料保存への取り組み」 日本図書館協会資料保存研究会編 『資料保存ワークショップ記録集—資料はいつまで利用できるのか—』 (日本図書館協会 1995 年 p73-94)

²² 多摩地域の図書館をむすび育てる会 前掲書

資料を整理することにより、同じ資料でもより傷みの少ない資料を保存することが可能になる。公共図書館の書架スペースはどこも満杯に近い状態であり、資料の保存に問題を抱えていることから、デポジットライブラリーに参加する図書館は多いと考えられる。

(2) さまざまな資料の保存

国立国会図書館には、国内の刊行物の納本制度がある。民間の出版物の納入率は、図書88%、新聞・雑誌85%であり、国の機関の出版物(市販資料)90%、地方自治体の出版物42%²³となっている。つまり、すべての資料が国立国会図書館に納本されているわけではないのである。さらに、国立国会図書館で行われている資料のデジタル化でも、著作権保護期間中の資料はデジタル化できない。

(1) で紹介した滋賀県立図書館資料保存センターでは、新刊図書、児童図書、滋賀資料(滋賀県に関する資料から行政資料など)、水資料(琵琶湖、水環境に関する資料)、外国図書に分類できるさまざまな資料を保存している²⁴。

神奈川県立川崎図書館は、もともと自然科学・工学・産業技術系中心の専門性が高いという特徴を持っていた。そのような専門雑誌が保存スペースの不足によって廃棄されることを恐れ、科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリーを設置することになった。神奈川県内の研究施設や、資料室で保存しきれなくなった科学技術系雑誌のバックナンバーを川崎図書館へ送り、県立高校の空き教室を利用して保存し、整理を行った後に一般に公開するという仕組みになっている²⁵。このような方法は、貴重な資料を保存するだけでなく、資料を一般の人も広く利用できるようにしている。

このように、デポジットライブラリーを導入すると、国立国会図書館では保存できていない専門資料、地域の資料をも保存することができる。また、国立国会図書館は永久保存のための方針、市町村立図書館はできるだけ多くの人に利用してもらうための保存方針²⁶であるため、両図書館の方針は異なり、国立国会図書館では資料の利用に制限がある。しかし、デポジットライブラリーでは上で述べた2つの図書館の例からもわかるように、利用者を考えた資料の保存が可能である。

V 電子図書館とデポジットライブラリーの比較

以上をふまえて電子図書館とデポジットライブラリーの違いを3つの点から比較する。

まず、スペース問題である。電子図書館では資料を電子化させるため、物理的なスペースをあまり使わなくてよくなる。一方デポジットライブラリーでは、物理的なスペースは

²³ 国立国会図書館 「納本される出版物とその納入率」
(http://www.ndl.go.jp/jp/service/event/pdf/nouhon_slide_01.pdf 2014年6月29日取得)

²⁴ 滋賀県立図書館 「滋賀県立図書館の概要」 (http://www.shiga-pref-library.jp/d_outline/d_outline.html 2014年6月29日取得)

²⁵ 神奈川県資料室研究会 「科学技術系学術雑誌デポジット・ライブラリー」
(<http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/ssk/topics/depohoukoku.pdf> 2014年6月29日取得)

²⁶ 多摩地域の図書館をむすび育てる会 前掲書

必要である。だが、複数の図書館と協力し資料を整理することで、無駄な資料を削減しつつ大切な資料を残していくことができる。必要になるスペースは、高校の空き教室を使った科学技術系外国語雑誌デポジット・ライブラリーや県立図書館に付帯施設を建設した滋賀県立図書館資料センターのケースがある。しかし、これらのように空いている施設を探すことはその土地の状況により、新しく施設を建設することは財政的に厳しい。

次に保存の問題である。これは電子図書館にはいくつかの問題点がある。記録機器の劣化、故障または科学技術が進むことにより資料の閲覧ができなくなる可能性がある。また、電子書籍は利用するための権利の提供であり、図書館自体が資料を手に入れることはできないため資料を保存しているとは言えない状況だ。デポジットライブラリーでは、最後の一冊の資料に気づかず廃棄することがなくなり、共同保存している図書館でもいくつかある資料のうち状態の良いものを保管できる。

そして図書館が最も気を付けるべきなのは、利用者が満足できる図書館かどうかである。電子図書館では、電子書籍化されている資料が少なく利用者が求めている資料を全て提供するのには困難だ。電子書籍市場も増加してはいるが、紙の資料をカバーするにはまだまだかかるだろう。資料が足りなくては利用者を満足させることはできない。デポジットライブラリーでは、図書館同士が協力するため、地方の資料から外国の資料までさまざまな資料を利用者に提供することができる。

公共図書館のスペースが少なくなっているという点では電子図書館をつくるべきであるが、それでは図書館としての役割が果たせない。よって、日本にはデポジットライブラリーを導入すべきである。その上で、除籍基準をあわせ、資料を共同で保存すべきだ。そうすることによって、その土地にしかない資料などを守り、より多くの人がたくさん資料を利用できるようになるのだ。そしてそれは、日本の図書館サービス自体が向上していくはずである。

(6765 文字 原稿用紙 16.9 枚相当)

【参考文献及び関連 URL】

- ◆多摩地域の図書館をむすび育てる会 「東京にデポジットライブラリーを」 (ポット出版 2003 年)
- ◆後藤暢 松尾昇治 「図書館資料論」 (教育史料出版会 2007 年)
- ◆日本図書館協会 「公立図書館の任務と目標」
(<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/236/Default.aspx>)
- ◆Impress 「2013 年度の電子書籍市場は 936 億円、電子雑誌も加えた電子出版市場は 1000 億円越え」 (<http://www.impressbm.co.jp/news/140624/ebook2014>)
- ◆Amazon.co.jp 「Kindle 本」 (<http://www.amazon.co.jp>)
- ◆Rakuten kobo (<http://rakuten.kobobooks.com>)

- ◆紀伊国屋書店 「電子書籍 Kinoppy」 (<http://www.kinokuniya.co.jp>)
- ◆江澤隆志 『電子書籍の基本からカラクリまでわかる本』 梨本敬法・依田弘作 (洋泉社 MOOK 2010 年)
- ◆「武雄市 MY 図書館足踏み iPad の叢書数伸びず 著作権が壁」 (『朝日新聞』佐賀県版 35 面 2012 年 2 月 29 日)
- ◆国立国会図書館 「電子情報の長期的な保存と利用」 (<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/preservation.html>)
- ◆東京都消費生活総合センター 東京くらしねっと 「大事なデータを保存するには」 (<http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/kurashi/1101/report.html>)
- ◆ABAJ に本古書籍商教会 「日本の書物の歴史」 (<http://www.abaj.gr.jp/history.php>)
- ◆アップル社 「アップルストア」におけるデジタル海賊版の問題について (<http://www.jbpa.or.jp/pdf/documents/applepress1214.pdf>)
- ◆Amazon.co.jp 「AMAZON KINDLE ストア利用規約」 (<https://www.amazon.co.jp/gp/help/customer/display.html?nodeId=201014950>)
- ◆国立国会図書館 「納本される出版物とその納入率」 (http://www.ndl.go.jp/jp/service/event/pdf/nouhon_slide_01.pdf)
- ◆滋賀県立図書館 「滋賀県立図書館の概要」 (http://www.shiga-pref-library.jp/d_outline/d_outline.html)
- ◆神奈川県資料室研究会 「科学技術系学術雑誌デポジット・ライブラリー」 (<http://www.klnet.pref.kanagawa.jp/ssk/topics/depohoukoku.pdf>)
- ◆埼玉県公共図書館等における資料保存に関する協定 (<http://www.sailib.com/kisoku/hozon.pdf>)
- ◆馬場俊明 『図書館資料論』 (日本図書館協会 2008 年)
- ◆日本図書館協会資料保存委員会 『資料保存ワークショップ記録集－資料はいつまで利用できるのか』 (日本図書館協会 1995 年)
- ◆国立国会図書館 『図書館資料の共同保存をめぐる現状と展望－第 5 回資料保存シンポジウム講演集－』 (日本図書館協会 1995 年)